

平成23年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成23年9月12日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（13名）

委員長 北谷文夫君
委員 一ノ瀬弘昭君
増井浩一君
多比良和伸君
土田政己君
尾崎静夫君
辻 勲君

副委員長 増山裕司君
委員 飯澤明彦君
水島美喜子君
増田吉章君
小黒 弘君
沢田広志君

（議長 東 英男）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 奥山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角丸 誠 一

総務部 長者	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘
ま ち づ くり 協 働 課 長	近 藤 恭 史
税 務 課 長	峯 田 和 興
会 計 課 長	高 橋 伸 二
市 民 部 長	高 橋 士 豊
市 民 生 活 課 長	福 士 勇 治
社 会 福 祉 課 長	橘 正 紀
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長	
介 護 福 祉 課 長	中 村 一 久
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	
経 済 部 長	栗 井 久 司
商 工 労 働 観 光 課 長	河 原 希 之 也
農 政 課 長	小 林 哲 也
建 設 部 長	金 田 芳 一
兼 土 木 課 長	
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
建 築 住 宅 課 長	佐 藤 武 雄
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	金 丸 秀 樹
下 水 道 課 長	荒 木 政 宏
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	
兼 改 築 推 進 課 長	氏 家 実
管 理 課 長	山 田 基
医 事 課 長	細 川 仁
地 域 医 療 連 携 課 長	梶 浦 孝
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	佐 々 木 裕 二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	森 下 敏 彦
学 務 課 長	
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	和 泉 肇

社 会 教 育 課 長
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長
田 伏 清 己

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長
中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
湯 浅 克 己

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長
古 木 信 繁

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長
栗 井 久 司

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長
小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 局 長
河 端 一 寿

事 務 局 次 長
加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長
佐 々 木 純 人

議 事 係 長
吉 川 美 幸

開会 午前11時13分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

休憩 午前11時13分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午前11時14分

○委員長 北谷文夫君 皆様のご協力をいただいて会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ここでお諮りいたします。本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会

計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、議案第4号について若干質疑をさせていただきますが、先ほど提案説明がありましたように、昭和36年に施行されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面的に改正されまして、ことしの6月にスポーツ基本法が制定された。それに伴って体育指導委員がスポーツ推進委員に改められたということで、ここでは名称の変更だけしか提案がないのですが、スポーツ基本法を見ますとかなり抜本的に改正されまして、スポーツは国民の権利だということも明示されましたし、あるいは国の責務、地方公共団体の責務も明確にされて、地方公共団体としてはスポーツ振興の計画をしっかりと立てて、国民の健康増進あるいは若い人たちの育成のためにもスポーツをしっかりとやりなさいという法律、大ざっぱに言ってそういうふうになっているというふう思うのですが、それに伴ってこれまでの体育指導委員がスポーツ推進委員に、私は多分名称が変わっただけではないというふう思うのです。スポーツ推進委員の方々の仕事はかなり多くなるのでないかというふうに思いますが、まず名称だけでなく中身、体育指導委員とスポーツ推進委員のやるべき仕事の中身についてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 委員さんからご質問の中でも触れられておりましたけれども、今回のスポーツ振興法が基本法に改められたという部分につきましては、委員さんもおっしゃったとおりこれまで法施行から50年を経過していると、そういった中ではそれぞれスポーツをめぐる状況という部分も大きく変化をしておりますし、スポーツに対する価値観や社会的役割の重要性といった部分が根底にありまして、今回スポーツ議員連盟の皆さんが中心となって議員立法で改正をされたという経過でございまして、内容といたしましては、委員さんのお話にありましたけれども、国民の皆さんがそれぞれ幸福で豊かな生活を営む、そういった権利をきちっと設定をされておりますし、国、そして地方公共団体、それからスポーツ団体、こういった部分の責務という部分も定められておりますし、具体的にそれぞれこれらを、基本理念も法の中でももちろん具体的に規定をされておまして、それらをそれぞれ各関係団体、行政も含め、国も地方公共団体も、そして団体も含めて連携共同によってその基本理念の実現を目指していこうということで改正の法の中ではうたわれておまして、ご質問の体育指導委員の役割という部分の関係につきましては、今ほ

ども申し上げましたけれども、具体的に基本理念を推進していく上で体育指導委員の役割という部分についても明確にされております。その中では、連携共同でこれらの基本理念を具現化していくという部分では、体育指導委員の役割として推進するための体制づくりの一員を担っていただくということで、従来法の中では体育指導委員の設置の目的という部分の条文にはございませんでしたけれども、新たにその中で、改正されたスポーツ推進委員さんにつきましては当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るためにスポーツ推進委員を置くのですという新たな規定が明確にされてございますし、また体育指導委員の役割といたしましては、国の方針に基づいて地方自治体でもそれぞれスポーツ推進に係る事業展開を図っていくわけでございますけれども、体育指導委員さんには新たに事業実施にかかわる連絡調整の業務という部分が加わってございます。そのほか、従来と同様に住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言といった部分については、改正なくそのまま役割として位置づけられているというところでございまして、今回法改正の部分については議員立法で制定をされてございます。国で今スポーツ基本計画、この部分を内容等もしっかり、法の精神に基づいてどういった計画が立てられるかということで国のほうで検討されております。これらの内容を見て、私も砂川市においてもそういった計画の内容等について十分検討しながら、実際のスポーツ事業の推進に向けてそれぞれ検討していくと、そういった部分では体育指導委員の皆さんにもそれぞれご意見をちょうだいしたりというような機会は設けていくような形では考えているところでございます。

以上であります。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 ここでは名称の変更だけの提案なのですが、今ご説明ありましたように、これまでの体育指導委員はスポーツの実技の指導と助言を地域の皆さんにすることが仕事だったのだけれども、今度のスポーツ推進委員という方はそれに加えて今お話ありましたようにスポーツ振興事業の実施にかかわる連絡調整とか、あるいはスポーツを推進する役割をしっかり果たすということが加えられたのです。それで、私が聞きたいのは、そういったときに、今後検討すると言われていたのですけれども、今までの体育指導委員の横滑りでいいのかどうなのか、仕事の人についても、それから人数も今までの体育指導委員だけでいいのか、あるいは報酬もそれだけでいいのか、事務報告書見るとこれまで体育指導委員会というのは年2回しかと言えれば悪いけれども、2回しか開催されていないのです。したがって、スポーツ振興を図っていく点ではその辺のスポーツ推進員の人選、人数、報酬などについても全面的に、ただ名前を変えるというだけでなく検討すべきでないかと思いますが、その辺は先ほど言った国の内容がまだ法ができたばかりなのですから、法律はきちっと基本法ができておりますし、地方自治体がやるべき方向性もある程度明らかになっていると思いますので、その辺のお考えについてお伺いしておきたいと

思います。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 体育指導委員の皆さんの役割という部分のところでは、実際にご負担も大きくなるのかなという部分もございます。ただ、委員さんもおっしゃったとおり、今国で具体的にその基本理念に基づいてどういった形で国はスポーツ推進を図ろうとしているのか、そういった部分がしっかり示されることとなります。私どもといたしましては、その計画を見ながらしっかり対応をしてみたいということで、ご質問の委員の人数ですとか、そういった部分については過日教育委員会を開催いたしまして、体育指導員、ちょうど9月7日で任期が終わりまして、新たに法施行されたものですから、そういった中身もお話をさせていただきまして、体制については10人という形で今ご委嘱をさせていただいております。報酬の中身ですとか、そういった部分のところについては、これは改定に当たってはそれぞれ審議会も開いてご意見をいただくというようなこととなりますけれども、現状では国の方向が具体的に地方でやるべきことという部分のところはまだ明確に示されておりませんので、そういった内容を含めてしっかり検討をしてみたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 今お話ありましたように国のほうが決まっていなからと言われれば、もうこれ以上質疑はできないのですけれども、この基本法の制定された意義というものをしっかり踏まえていただいて、これからの砂川市のスポーツ振興をどう図るかというのは大変重要な課題でもありますし、これは高齢者にとっても若い人にとっても子供たちにとっても、スポーツ基本法では全部それらの役割が述べられておりまして、それで国民の権利としてスポーツをしっかり振興させていこうということが明確にされておりますので、ぜひ教育委員会でも検討していただきながら、私としてはスポーツ推進員をぜひもっとふやしていただいて、そして多くの方々にスポーツ推進に当たっていただきたいなど、今は10人だということなのですけれども、それにとどめないでやっていただきたいという思いがあるものですから今回質疑をさせていただきましたので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 国の法律が変わってということなので、本当の質問の質問というふうになってしまうのかもしれないのですけれども、今回改正の中で過料についていろいろと3万円から10万円という項目がたくさん出てくるのですけれども、砂川市で過料という罰則に当てはまったというか、そういう事例が今まであったのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 過料についての実績のご質問でございます。今回地方税法の改正等に伴い、市税のほうについても過料について改正をしたところでありますけれども、今まで過料をかけた砂川市の実績についてはございません。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今までなくても、これからあるかもしれないから、やっぱり改正しないとだめですね。

納税管理人、第26条の第1項なのですけれども、これもちょっとわからないから聞くのですけれども、納税管理人というのはちょっと調べると代理みたいな感じというふうなのでも、これも砂川市だとどういう場面で納税管理人というのが出てくるというか、その辺もちょっと、納税管理人そのもののどんなのかということもお伺いしたいとこ

るもあるのですけれども、お願いします。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 峯田和興君 納税管理人についてのご質問でございますけれども、納税管理人については、納税義務者が市内に住所等がない場合、例えば資産等でありまして、それが例えば市内に納税義務者がいなくて資産が砂川市にあった場合というような場合があります。そういうような場合につきましては申請等をいただき、納税管理人を出していただき、その者についてはある程度書類の送付とか、何かあった場合の連絡先というようなことでの納税管理人の選任というような手続を行っていただいております。

○委員長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、18ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、20ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 1点だけなのですが、地域支え合い体制づくりというので、中空知・地域で認知症を支える会の補助金が道の全額ということで提案説明があったのですが、内容と1年限りの補助金なのか、続けていかれるような補助金なのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 認知症基礎講座支援事業に要する経費のご質問でございます。この事業につきましては、道の補助制度であります地域支え合い体制づくり事業費補助金ということで、地域において自治体や住民組織、NPO法人等との協働によりまして見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備等を支援することによって、日常的な支え合い活動の体制づくりの支援を図るということを目的とした事業でございます。今回砂川市が実施しようとする事業につきましては認知症に関してより深く学びたいという方を対象としまして、NPO法人中空知・地域で認知症を支える会が実施します認知症基礎講座の開催経費を支援することによりまして、少しでも多くの方に認知症という病気を正しく理解していただき、地域で認知症を支えることにつなげていきたいと考えております。また、この事業につきましては、23年度限りという予

定になってございますが、中空知・地域で認知症を支える会の事務局の方とお話をしている中では、補助が切れてもNPOの予算で続けていきたいというふうなお話はお伺いしております。

以上でございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のお話でいくと、会そのものの運営補助ではなくて事業そのものについての補助のような気がしたのですけれども、実際基礎講座を支援し、回数を重ねていくことによって一体何を指すというふうな意味で、この補助金獲得のために市も一生懸命動かされたのだろうと思うのですけれども、最終的には、これは平成23年度限りの補助金なのだけれども、NPOのほうの予算でということをお話があったのですけれども、これがいいとすれば、市は一体こういうことに対してどういう考え方をしていくのかということなのです。道の全額の補助がついたから今回しますと、その後はNPOのほうでやってくださいという意味合いに私はとれたのですが、認知症を地域で支えていくということはこれから本当に大事なことだと思うのですけれども、その辺のお考えというのはないのかなというふうに今思っているのですが、どんなものでしょうか。

○議長 東 英男君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 ちょっとご説明が不足しておりまして、この事業につきましてはNPO法人が21年度から実施しておりました。ただ、NPO法人の予算でこの事業を実施しておりましたもので、講師はNPO法人の内部の方が養成講座の講師を務めていらっしゃったということで、講座の内容が硬直化してきている嫌いがあるということで、今回の事業を活用しまして、より多様な知識といいますか、経験をお持ちの外部の講師の方を招聘して、より一層充実した講座の開催に努めていきたいということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 事情はわかったのですけれども、要するにNPOに全部お任せしている感じがするのです。市として今後こういうNPOで積極的にやっている人たちとどういふふうに、この補助金が一つのきっかけになって支援事業がどんどん進んでいければ、よりいいことだし、現実的にそこで講座を受けた人たちが今度どういふふうに地域でかかわってくれるのかという、これを示していくのは私は市だろうというふうに思っているのです。市の方向性だと思うのですが、そういう点に関しては今何らかのお考えというのはあるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、市の考え方ということでございますけれども、これはこの補助金に限らず、NPO法人の進める内容、これが市のほうの考え方と一致するといいますか、あるいは提案を

いただくといえますか、そういう形でご協力できるものはもちろんご協力いたしますし、市としても認知症を支えるということを介護保険の観点からも十分に精査をして取り組みをしなければならないということは考えてございますので、今後においてもNPO法人とは協力をしたり、あるいは支援をしたりということはございますけれども、今回の基礎講座についてはたまたま補助乗りをしたということで今回補正をして、今までやっております基礎講座を十分外部講師も呼んで充実をさせるということで市のほうから、全額道補助ではありますけれども、補助金を出すということにしておりますので、今後におきましても認知症対策というのは市の考える部分はもちろんありますし、それとNPO法人ができる部分というのももちろんございますので、この辺は十分連携を進めながらいい方向に進めたいというふうには考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もうちょっと具体的に欲しいのです。今のこの補助金の中身そのものは、これから認知症の人たちの見守りや何かをしつかりとやっていくための活動、そういう人たちを多分ふやすために基礎講座を支援するという補助金だろうと私は思っているのです。今の部長のお話でいけば、つまり市が窓口になって補助金をとっているというだけのよう聞こえるのです。ではなくて、この補助金をもとにこれから地域で認知症の人たちを支えていくための市としての考え方の一部でもいいから披瀝をしていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、認知症の考え方でございますけれども、これは介護保険法の中でも認知症の方、ご高齢の方でいえば要介護、要支援、こういうことに該当してきましたら、施設入所ですとか介護サービスですとか、これは認知症の方がふえてきておりますから、当然法の中でそのサービスを充実させていくというものが1つございます。それと、先ほど私のほうでお話ししたのは、そのNPO法人の活動として実際に広められていると。ですから、こういう基礎講座を行うことによって、先ほど委員さんが言われたようにNPO法人としてはこの活動をどんどん広げていきたいという部分がございますので、そこの部分にご協力できるものは補助金をつけるなりということでご協力をすると、それは今の基礎講座に対する補助金の考え方ですけれども、実際にNPO法人が行う活動自体が市のほうの考える認知症、介護保険法に基づく政策と一致するかどうかという部分はもちろんございますけれども、現在補助金を出すNPO法人が活動している内容については当然賛同させてもらいながら、ただNPO法人が今それをNPO法人として広げていくという部分については、これについては介護保険法云々というよりはNPO法人自体にご支援をさせていただくという考え方でございますから、法律上ある部分と、それからNPO法人が今やろうとしていることについての支援ということで考えておりますので、その辺の流れについてはいろいろと協議をさせていただきながら、あるいは法の考え方に基づ

づいてというようなことを考慮しながら進めていくということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 多分僕が聞こうと思っている思いと、それからお答えになってくるのが私にとってみるとすれ違っているのではないかなんていうふうに実は今思っていて、当然介護保険で認知症をどういうふうに対応していくかというのは、もうそれは決まっていることで、粛々とやっていくことなのだと思うのです。そうではなくて、今やっていこうとしているNPOの人たちのやり方というのは、すき間というか、行政でもう一つできない、もうちょっと早い段階のそこをどういうふうに行っていくかというところで、もう少しそこをボトムアップするためにこの補助金を何とかという動きだと思うのです。だから、介護保険のその手前、あるいはそのすき間の部分をNPO法人が今取りかかっているのだけれども、市としてのそういうこと考え方をごく一部でもいいから話をしてもらえないかというお話をしているのですが、介護保険は市なのだと、そうではない部分はNPO法人なのだというふうに聞こえるものですから、地域で支えていくということについて市のほうはどういうふうを考えているのかというのをもう一度お伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ちょっとご説明が足りなかったと思います。このすき間の部分を1つ分けているという考えはございませんので、介護保険法の中でも地域包括支援センターというのがこの認知症の関係については深くかかわってございますし、これは市が委託をして活動している部分でありますし、地域包括支援センターもこのNPO法人と連携関係にありながらその業務を進めているということでもありますから、実際に介護保険法といますとちょっとかたいといいますか、違うというような部分でとられたのかもしれませんが、それに基づく地域包括支援センターがこのNPO法人と連携をしながら、支え合いという部分についても進めさせていただいているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第4号から第6号まで、第1号から第3号まで、各議案の審査をすべて終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午前11時51分

委 員 長